

水道について

水道水の安全性について

大町町の水道水は、佐賀西部広域水道企業団からの浄水受水 99%で、残りの 1%は湧水を浄水処理して供給しています。水道水の安全性を確保するため、以下の項目について点検確認を実施し、適切な管理に努めています。

1. 水道施設の点検と給水区域内の定点において、毎日点検（残留塩素・色・濁り）・定期検査（水質基準項目等）を実施し、水質管理の強化を図っています。
2. 湧水を原水とする不動寺地区においては、原水の水質検査を含め、水質検査計画により実施し、水質管理の強化を図っています。

水が濁る・水がでないというときは

○水が白く濁るとき

水道管の中に入った空気が無数の小さな泡になって、水に混じって出てくるためです。しばらくすると、泡が消えて澄んだ水になりますのでご安心ください。

しばらくしても透明にならない場合には、水道係へご連絡ください。

○水が赤く濁るとき

家庭用の給水管がサビている場合や、近くで水道管事故・工事、近隣で水の使用量が急激に増えたときなどに、水道管の鉄サビ等が流れ出したものです。

しばらく流すときれいになりますが、長時間赤い水が続くようであれば、水道係へご連絡ください。

○水が臭うとき（塩素の臭い）

殺菌のための塩素によるものです。

沸騰させると臭いを取ることができます。

○水が臭うとき（塩素以外の臭い）

調査にうかがいますので、水道係へご連絡ください。

○受水層が設置されている建物の場合

大家さんや管理会社に連絡・相談してください。

水が出ない・出にくい

○自宅だけ水が出ていないとき

(1) 戸建住宅にお住まいの場合

メーターボックスの中の止水栓や屋内止水栓が締まっていないかご確認ください。
また、冬の低温時期には水道管が凍結して出ない場合もあります。

(2) 集合住宅にお住まいの場合

大家さんや管理会社に連絡・相談してください。

※ 付近一帯で水が出ないときは、漏水や工事が原因となっている可能性がありますので、水道係へお問い合わせください。

貯水槽の管理について

貯水槽(ビル・アパート等に設置してある受水槽の総称)の管理は設置者又は所有者が自主的に行うこととなっています。

受水槽の有効容量が10立方メートルを超えるものは、簡易専用水道と呼び、水道法に規定された管理が義務付けされています。また、10立方メートル以下を小規模貯水槽水道と呼び、水道法の規制を受けていませんが、水道法の一部改正により水道事業者が小規模貯水槽水道の管理者(所有者)に対して管理について指導できるようになりました。

貯水槽の所有者は、容量に関係なく以下の事項を確実に実施してください。

- (1) 水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
- (2) 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- (3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、必要なものについて検査をおこなうこと。
- (4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。
- (5) 水槽の検査を一年以内ごとに一回、定期に行うこと。

職員体制

生活環境課には水道係と環境衛生係があります。

水道係では、水道にかかる下記のことをおこなっています。

(技術管理者資格者は2名)

予算の編成及び執行管理、契約事務、決算事務、財産の取得・処分、水道料金及び給水装置工事検査手数料等の収納・徴収、上水道の実施計画、水道施設の設計・施工・監督、管網図の管理、配水管の維持管理、指定給水装置工事事業者の指定、給水施設等の審査・竣工検査、その他水道に関すること等

水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組について

水道施設は町民の日常生活に欠くことができないものです。

大地震などの災害時においても、給水機能を保持できるようにすることで、生活への影響を最小限にとどめることが重要です。

大町町水道事業では、災害に強い水道施設の耐震化を進めていくため、耐震化計画を策定する予定です。